

茨木市創業促進事業補助要綱

茨木市創業促進事業補助要綱（平成15年4月1日実施）の全部を改正する。

（目的）

第1 この要綱は、茨木市内で創業する個人又は新たに設立した法人に対し、市が補助金を交付することにより本市における創業を促進し、もって市内の商工業の振興と地域経済の活性化を図ることを目的とする。

（定義）

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 会社 会社法（平成17年7月26日法律第86号）第2条第1項に規定する株式会社、合名会社、合資会社、合同会社をいう。
- (2) 証明書 産業競争力強化法（平成25年12月11日法律第98号。以下「法」という。）第2条第33項に規定する特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明書（経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定による証明。）をいう。
- (3) 事業開始 次号の事業の用に供する建物において事業を始めることをいう。
- (4) 事業の用に供する建物 補助対象事業を営むために、初めて取得又は賃借する建物で、常設かつ当該事業専用のものをいう。

（補助対象者）

第3 補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 事業を営んでいない個人が、個人又は新たに設立した中小企業の会社で創業しようとするもの、又は第8第1項の交付申請を行う時点（以下「当初申請時点」という。）において、創業して5年を経過しないもの（以下「創業後5年未満のもの」という。）。ただし、他の者から同一の事業を承継する者を除く。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) この要綱に基づく同一の補助対象経費に係る補助金の交付を受けていないこと（第6第1項後段に規定する補助対象期間が年度を超えるときを除く。）。)
- (4) 事業開始時点において補助対象事業以外の職業（アルバイト、日雇い労働等を含む。）に従事しておらず、かつ、補助の対象となる期間（第6において「補助対象期間」という。）において補助対象事業以外の職業に従事しないこと。ただし、次に掲げる学校に在学している者（第8第10号において「学生」という。)

については、この限りでない。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学

イ 学校教育法第83条の2に規定する専門職大学

ウ 学校教育法第99条第1項に規定する大学院（同条第2項に規定する専門職大学院を含む）

エ 学校教育法第108条第2項に規定する短期大学（同条第4項に規定する専門職短期大学を含む）

(5) 第5に掲げる補助対象経費のうち、賃借料又は工事費に係る補助金の交付を受けようとする場合（第6第1項後段に規定する補助対象期間が年度を超えるとときを除く。）は、事業開始に必要な資金について、当初申請時点において当該資金の全額を有しており、かつ、事業を営んでいない個人においては、当初申請時点の6か月前の時点において当該資金の10分の1以上の自己資金（当初申請時点までの6か月の間に受け取った退職金等を含む。）を有していること。ただし、当初申請時点において金融機関（消費者金融等のノンバンクを除く。）からの融資が決定しており、事業開始予定日までに当該資金の全額を有することとなると見込まれる場合については、この限りではない。

(6) 第5に掲げる補助対象経費のうち、法人設立に要する費用に係る補助金の交付を受けようとする場合は、当初申請時点において、法第127条第1項による創業支援等事業計画の認定を受けた自治体が発行する有効な証明書を有していること。ただし、創業して5年を経過しない時点において証明書の有効期間が満了している場合は、創業して5年を経過しない時点まで有効と見なすものとする。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び茨木市暴力団排除条例（平成24年茨木市条例第31号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

（補助対象事業）

第4 補助の対象となる事業は、営利を目的として、本市で創業する事業又は本市で規模の拡大を図る、当初申請時点において創業して5年を経過しない事業とする。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業若しくは同法第33条第1項の規定による深夜における酒類提供飲食店営業の届出の対象となる営業又は大阪府電話異性紹介営業に係る利用カードの販売等の規制に関する条例（平成14年大阪府条例第9号）第2条第1号に規定する電話異性紹介営業

(2) 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）大分類Jに分類される金融

業、保険業、中分類68に分類される不動産取引業、中分類69に分類される不動産賃貸業・管理業及び小分類766のバー、キャバレー及びナイトクラブの経営

(3) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条第1項に規定する連鎖販売業

(4) 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人の経営

(5) 各種チェーン店（個人が創業するフランチャイズチェーン店を除く。）の経営

(6) その他市長が不相当と認める事業

2 同一経費に係る市の他の補助金の交付を受けていないこと。

3 第5に掲げる補助対象経費のうち、賃借料又は工事費に係る補助金の交付を受けようとする場合にあっては、茨木市バイオインキュベーション施設賃料補助要綱（平成17年4月1日実施）に基づく補助金の交付を受けていないこと。

（補助対象経費）

第5 補助の対象となる経費は、補助対象事業に要する経費のうち、事業の用に供する建物の賃借料（第8第3項に規定する交付申請を除き、第9の規定による交付決定を受けたものに限る。共益費及び消費税等を除く。以下「賃借料」という。）、事業の用に供する建物の改築及び改装に係る工事費（第9の規定による補助金の交付決定後に着手し、当該着手する日の属する年度の末日までに第11の規定による実績報告を行うことができる工事に係るものに限る。以下「工事費」という。）並びに法人設立に要する費用とする。

2 事業の用に供する建物の所有者が、申請者（法人の場合は代表者）と同一世帯、3親等以内の親族又は同一世帯若しくは3親等以内の親族が代表者の法人である場合は、賃借料に係る補助の対象としない。

3 工事費は、総工事費から次に掲げる費用を除いた費用（消費税等を除く。）とする。

(1) 事業の用に供する建物に付属しない備品類の購入費用

(2) その他補助の対象となる経費として不適当な費用

4 法人設立に要する費用は、次に掲げるものをいう。

(1) 法人設立の登記に係る登録免許税

(2) 定款の認証に係る公証人手数料

(3) 法人設立に係る司法書士等の報酬等（消費税等を除く。）

（補助金額）

第6 賃借料に係る補助金の額は、1月当たり補助の対象となる賃借料の月額額の2分の1に相当する額（当該2分の1に相当する額が50,000円を超えるときは、50,000円とする。）とし、補助対象期間は、事業開始日の属する月から起算して6か月とする。この場合において、補助対象期間が年度を超えるときは、翌年度分について

も補助の対象とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、賃借料に係る補助の対象となる者が、商店街又は茨城市中心市街地活性化基本計画（令和7年3月14日認定）に基づく中心市街地において、日本標準産業分類に掲げる次の各号のいずれかの事業を営むときの補助対象期間は、前項の規定にかかわらず、12か月とする。

(1) 中分類56の各種商品小売業（管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。次号から第5号までにおいて同じ。）

(2) 中分類57の織物・衣服・身の回り品小売業

(3) 中分類58の飲食料品小売業

(4) 中分類59の機械器具小売業

(5) 中分類60のその他の小売業

(6) 中分類76の飲食店（小分類766のバー、キャバレー及びナイトクラブ並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第33条第1項の規定による深夜における酒類提供飲食店営業の届出の対象となる営業所を除く。）

(7) 小分類771の持ち帰り飲食サービス業

3 前2項の規定にかかわらず、補助対象期間中に廃業した場合の賃借料に係る補助金の額は、廃業した日の前日までを補助対象期間とし、当該日が月の途中である場合は、当該日の属する月の補助金の額は、日割り計算により算出した額の2分の1に相当する額とする。この場合において、日割り計算により算出した1日当たりの賃借料の2分の1に相当する額が、50,000円を当該日の属する月の日数で除して得た額（その額に1円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。）を超えるときは、これに廃業した日の前日までの日数を乗じて得た額を補助金の額とする。

4 工事費に係る補助金の額は、補助の対象となる工事費の2分の1に相当する額（当該2分の1に相当する額が500,000円を超えるときは、500,000円とする。）とする。

5 法人設立に要する費用に係る補助金の額は、補助の対象となる費用の2分の1に相当する額とする。ただし、当該2分の1に相当する額が次に掲げる額を超えるときは、これを補助金の額とする。

(1) 法人設立の登記に係る登録免許税 175,000円

(2) 定款の認証に係る公証人手数料 25,000円

(3) 法人設立に係る司法書士等の報酬等 50,000円

6 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
（事業計画書の作成）

第7 賃借料又は工事費に係る補助金の交付を受けようとする者（第6第1項後段の規定により、交付を受けた年度の翌年度分についても補助の対象とすることができる

きるとされたものを除く。)は、あらかじめ、事業計画書を作成し、当該事業計画書について市の中小企業経営アドバイザーから必要な指導を受けなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者が前項の規定による指導を受ける際には、次に掲げる者に限り、これに同席することができる。

- (1) 当該事業の専従者となることが事業計画書に明記されている者
- (2) 当該補助金の交付を受けようとする者が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書に記載されている者

(補助金の交付申請)

第8 補助金の交付を受けようとする者は、茨木市創業促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、賃借料及び工事費に係る補助金にあっては指定された期日までに、法人設立に要する費用に係る補助金にあっては法人設立登記完了後3か月以内に市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 建物の登記事項証明書又は賃貸借契約書の写し
- (4) 工事見積書
- (5) 工事施工前の建物の現況図面及び工事施工予定箇所の写真
- (6) 賃借人の場合には改築及び改装に係る貸主の同意書
- (7) 市税の納税証明書又は非課税証明書
- (8) 法人の場合には登記事項証明書及び法人設立(開設)届出書の写し
- (9) フランチャイズチェーン店を創業する場合にあっては、フランチャイズチェーン契約をしたことが確認できる書類
- (10) 学生が創業する場合にあっては、在学を証明することができる書類
- (11) 創業後5年未満のものにあっては、開業届(個人で開業している場合)
- (12) 営業に必要な資格及び許認可を証する書面(当初申請時点で取得していないときは、賃借料及び工事費に係る補助金の交付を受けようとする場合は実績報告時、法人設立に要する費用に係る補助金の交付を受けようとする場合は交付請求時に提出するものとする。)
- (13) 法人設立に要する費用に係る補助金の交付を受けようとする場合にあっては、証明書、定款の写し、第5第4項各号に掲げる費用の支払を証する書面
- (14) 第3第5号に掲げる要件を満たしていることが証明できる書類

2 前項の規定にかかわらず、市長が認めるときは、前項第7号から第12号までに掲げる書類の一部を省略することができる。

3 第6第1項後段の規定により、交付を受けた年度の翌年度分についても補助の対

象とすることができるものとされたものは、申請書に第1項第1号から第3号、第7号及び第8号に掲げる書類を添えて、指定された期日までに市長に申請しなければならない。ただし、第1項第3号、第7号及び第8号に掲げる書類において、当初申請時点と内容の変更がない場合は省略することができる。

（補助金の交付決定）

第9 市長は、第8の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市創業促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

（申請の取下げ）

第10 補助金の交付申請をした者は、補助金の交付決定後に補助金の交付申請を取り下げようとする時は、速やかに茨木市創業促進事業補助金交付申請取下書（様式第3号）を提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあった時は、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（変更の届出）

第11 補助金の交付を申請した者は、補助金の交付決定通知後において当該事業計画の内容を変更しようとするときは、第8に準じて茨木市創業促進事業補助金交付変更承認申請書（様式第4号）を提出して市長の承認を受けなければならない。

2 前項の変更承認申請があった場合、市長は第9に準じて決定の内容を変更し、茨木市創業促進事業補助金変更承認通知書（様式第5号）により申請者に通知する。

（実績報告）

第12 賃借料及び工事費に係る補助金の交付決定を受けた者は、茨木市創業促進事業補助金実績報告書（様式第6号）に事業報告書、収支決算書並びに営業に必要な資格及び許認可を証する書面（交付申請時及び他の補助対象経費に係る実績報告時に未提出の場合）のほか、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、指定された期日までに市長に提出しなければならない。ただし、第2号に掲げる補助金の交付決定を受けたものについては、改築又は改装の工事完了後30日以内に提出することができるものとする。

（1）賃借料に係る補助金 賃借料の支払を証する書面

（2）工事費に係る補助金 工事完了証明書（様式第7号）、工事代金

支払を証する書面並びに工事完了後の建物の現況図面及び工事施工完了箇所の写真

2 前項の規定にかかわらず、第8第3項に規定する交付申請について補助金の交付決定を受けた者は、実績報告書に事業報告書、収支決算書及び賃借料の支払を証する書面を添えて、指定された期日までに市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定等）

第13 市長は、第12の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、茨木市創業促進事業補助金確定通知書（様式第8号）により報告書を提出したものに通知する。

（補助金の交付請求）

第14 第13の補助金確定通知書を受けた者又は法人設立に要する費用について第9の補助金交付決定通知書を受けた者は、茨木市創業促進事業補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

2 法人設立に要する費用に係る補助金の交付を受けようとする場合にあって、第8第1項第12号に定める営業に必要な資格及び許認可を証する書面を交付申請時及び他の補助対象経費に係る実績報告時に提出していない場合は、交付請求までに提出するものとする。

（補助金の交付）

第15 市長は、第14号の規定による補助金の交付請求書を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

（開業届の提出）

第16 賃借料又は工事費に係る補助金の交付を受けたもののうち、個人で創業する者は、開業届の提出後、写しを速やかに市長に提出しなければならない。ただし、創業後5年未満のもので、交付申請時に開業届の写しを提出しているものは除く。

（立入検査）

第17 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

（帳簿等の整備）

第18 補助金の交付の決定を受けた者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかねばならない。

2 補助金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

（書類の保存）

第19 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（補助金の取消し等）

第20 市長は、補助金の交付を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還

させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。
- (4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。
- (5) その他市長が不相当と認めたとき。

(市長の指示)

第21 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の茨木市創業促進事業補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助について適用し、同日前の申請に係る補助については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の茨木市創業促進事業補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助について適用し、同日前の申請に係る補助については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から実施する。
(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の茨木市創業促進事業補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助について適用し、同日前の申請に係る補助については、なお従前の例による。

附 則
(実施期日)

- 1 この要綱は、平成26年6月9日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の茨木市創業促進事業補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助について適用し、同日前の申請に係る補助については、なお従前の例による。

附 則
(実施期日)

- 1 この要綱は、平成28年7月11日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の茨木市創業促進事業補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則
この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則
この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則
(実施期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市創業促進事業補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則
(実施期日)

- 1 この要綱は、令和2年1月7日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の茨木市創業促進事業補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助について適用し、同日前の申請（この要綱の実施の日前にこの要綱による改正前の茨木市創業促進事業補助要綱

(以下この項において「改正前の要綱」という。)第8の規定による賃借料に係る補助金の交付申請を行った者で、改正前の要綱第6第2項の規定により賃借料に係る補助金の補助対象期間が12か月とされたものが当該補助金に係る事業と同一の事業についてこの要綱の実施の日以後に行う賃借料に係る補助金の交付申請を含む。)に係る補助については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から実施する。
- 2 この要綱による改正後の茨木市創業促進事業補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。
- (経過措置)
- 2 この要綱による改正後の茨木市創業促進事業補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助について適用し、同日前の申請に係る補助については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から実施する。
- (経過措置)
- 2 この要綱による改正後の茨木市創業促進事業補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助について適用し、同日前の申請に係る補助については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- この要綱は、令和7年4月1日から実施する。
- (経過措置)
- 2 この要綱による改正後の茨木市創業促進事業補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助について適用し、同日前の申請に係る補助については、なお従前の例による。

年 月 日

（申請先） 茨木市長

住 所

氏 名

⑨

（団体名及び代表者名）

（自署の場合は押印不要）

茨木市創業促進事業補助金交付申請書

茨木市創業促進事業補助金の交付を次のとおり申請します。

なお、申請内容の確認のために必要があるときは、私の住民登録の状況、市税等の納税状況について、市長が関係機関に照会することに同意します。

1 補助対象経費

2 補助金交付申請額

3 添付書類

- (1) 事業計画書 (2) 収支予算書
- (3) 建物の登記事項証明書又は賃貸借契約書の写し
- (4) 工事見積書 (5) 工事施工前の建物の現況図面及び工事施工予定箇所の写真
- (6) 賃借人の場合には改築及び改装に係る貸主の同意書
- (7) 市税の納税証明書又は非課税証明書
- (8) 法人の登記事項証明書及び法人設立（開設）届出書の写し
- (9) フランチャイズチェーン店を創業する場合にあつては、フランチャイズチェーン契約をしたことが確認できる書類
- (10) 学生が創業する場合にあつては、在学を証明することができる書類
- (11) 創業後 5 年未満のものにあつては、開業届（個人で開業している場合）
- (12) 営業に必要な資格及び許認可を証する書面（既に資格及び許認可を取得している場合）
- (13) 証明書、定款の写し、第 5 第 4 項各号に掲げる費用の支払を証する書面（※法人設立に要する費用分）
- (14) 要綱第 3 第 5 号に掲げる要件を満たしていることが証明できる書類

様式第 2 号（第 9 関係）

茨木市指令 第 号

住 所
氏 名 様
(団体名及び代表者名)

茨木市創業促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市創業促進事業補助金は、次の条件を付けて、金 円（賃借料分・改築（改装）工事費分・法人設立費用分）を交付します。

条 件

年 月 日

茨 木 市 長

様式第 3 号（第 10 関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

住 所

氏 名

㊞

（団体名及び代表者名）

（自署の場合は押印不要）

茨木市創業促進事業補助金交付申請取下書

年 月 日付け茨木市指令 第 号によって補助金交付決定の
通知を受けた茨木市創業促進事業補助金について、次のとおり取下します。

1 商号等

2 所在地

3 取下の理由

様式第4号（第11関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

住 所

氏 名

㊞

（団体名及び代表者名）

（自署の場合は押印不要）

茨木市創業促進事業補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市創業促進事業
補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

1 商号等

2 所在地

3 変更の内容

4 変更の理由

5 変更前交付決定額

6 変更後交付申請額

7 差引増減額

様式第 5 号（第 11 関係）

茨木市指令 第 号

住 所
氏 名 様
(団体名及び代表者名)

茨木市創業促進事業補助金変更承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市創業促進事業補助金は、次の条件を付けて変更承認します。

条 件

交付決定額 円

変更増減額 円

変更交付決定額 円

年 月 日

茨 木 市 長

様式第 6 号（第12関係）

年 月 日

（報告先） 茨木市長

住 所

氏 名

⑩

（団体名及び代表者名）

（自署の場合は押印不要）

茨木市創業促進事業補助金実績報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた事業（賃借料分・改築（改装）工事費分）が完了しましたので、次のとおり報告します。

1 補助金交付決定額

2 実績報告の額（賃借料分・改築（改装）工事費分）

3 添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 営業に必要な資格及び許認可を証する書面（交付申請時及び他の補助対象経費に係る実績報告時に未提出の場合）
- (4) 賃借料の支払を証する書面（※賃借料分）
- (5) 工事完了証明書（様式第 6 号）（※改築（改装）工事費分）
- (6) 工事代金の支払を証する書面（※改築（改装）工事費分）
- (7) 工事完了後の建物の現況図面及び工事施工完了箇所の写真（※改築（改装）工事費分）

様式第7号（第12関係）

工 事 完 了 証 明 書

1 施 主 (住 所)
(氏 名)

2 工 事 建 物 (所 在 地)

3 工 事 箇 所

4 工 事 内 容
(具体的に記載)

5 工 事 期 間 年 月 日 ～ 年 月 日

6 工 事 金 額 円（消費税等を除く。）

茨木市創業促進事業補助金の交付決定を受けた改築（改装）工事について、
次のとおり完了したことを証明します。

年 月 日

（工事施工業者） 所 在 地

会 社 名

代表者名

⑩

（自署の場合は押印不要）

（電話番号 ）

様式第 8 号（第13関係）

茨木市指令 第 号

住 所
氏 名 様
(団体名及び代表者名)

茨木市創業促進事業補助金確定通知書

年 月 日付け茨木市創業促進事業実績報告書を審査の結果、
事業補助金（賃借料分・改築（改装）工事費分）を次のとおり確定します。

1 補助金交付決定額

2 補助金交付確定額（賃借料分・改築（改装）工事費分）

年 月 日

茨 木 市 長

様式第 9 号（第14関係）

年 月 日

（請求先） 茨木市長

住 所

氏 名

⑩

（団体名及び代表者名）

（個人事業主で自署の場合は押印不要）

茨木市創業促進事業補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった
事業補助金（賃借料分・改築（改装）工事費分・法人設立費用分）を、次の
とおり請求します。

1 補助対象事業

2 金 額（賃借料分・改築（改装）工事費分・法人設立費用分）